

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援新制度において、市町村は5年ごとに策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、給付・事業を行うこととされていることから、平成26年度に「富山市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間27～31年度）（以下「事業計画」という。）を策定した。

また、事業計画に記載した教育・保育の量の見込みと実績値の間に10%以上の乖離が生じたことから、中間年にあたる平成29年度において事業計画の見直しを図ったところである。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国が基本的な指針を定めることとされていることから、指針が示され次第、ニーズ調査を行い、その調査結果を富山市子ども・子育て会議で報告していきたいと考えている。また、平成31年度において、その調査結果に基づき、富山市子ども・子育て会議で意見を聴きながら次期事業計画を策定していく予定である。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
次期計画	ニーズ調査	計画策定	←—————→ 計画期間（H32～H36）				

【根拠法令】

○子ども・子育て支援法第60条第1項

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

○子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。